

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成30年4月20日

秋田県知事 佐竹 敬久 殿

提出者

住 所 秋田県大仙市神宮寺字家後18
氏 名 株式会社宮原組
代表取締役 宮原 竜也



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0187-72-4545

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社宮原組
事業場の所在地	秋田県大仙市神宮寺字家後18-2
計画期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	平成29年12月期 売上高 2,426,557千円
③従業員数	113名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物の発生(工事現場)→廃棄物の運搬 →廃棄物中間処理場又は最終処分場

(日本工業規格 A列4種 収受)

30.4.20



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【第一・第二事業部】

- ・廃棄物処理計画の作成
- ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・産業廃棄物処理業者の調査・選定
- ・監督官庁への各種報告
- ・社員・関連会社等に対する教育

【総務部】

- ・産業廃棄物管理票の購入及び作業所への配布
- ・建設廃棄物処理委託契約の締結及び管理
- ・廃棄物処理後の産業廃棄物管理票の管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(29年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	がれき類・木くず・廃プラ・他
	排 出 量	6,625.35t
(これまでに実施した取組) 現場から排出された産業廃棄物は、産廃処分場に全量搬入し、適正に処理した。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	がれき類・木くず・廃プラ・他
	排 出 量	6,000t
(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物が発生する予定の工事の受注件数や施工数量により廃棄物の排出量が大きく変化するので、数量的な排出抑制計画を立てる事が難しいが、引き続き現場内での再生利用を心がけ、排出する場合は中間処分場においてリサイクル出来るように全量を適正に処理する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場から発生するがれき類・木くず・廃プラ等を可能な限り分別・細分化する事を徹底し、飛散防止対策を行い、速やかに処分場に搬出している。	
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場から発生するがれき類・木くず・廃プラ等を可能な限り分別・細分化する事を徹底し、飛散防止対策を行い、速やかに処分場に搬出する。	
②計画		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(平成29年度)実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組) 該当無し。		
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組) 請負工事の内容や、発注者との協議によっては現場内での再生利用が可能な場合もあるが、それぞれの工事で内容が異なるため、計画を立てるのは困難である。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(平成29年度)実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組) 該当無し。		
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組) 予定無し。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(平成29年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 該当無し。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 予定無し。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(平成29 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類・木くず・廃プラ・他	
	全処理委託量	6,625.35t	
	優良認定処理業者への 処理委託量		t
	再生利用業者への 処理委託量	6,625.35t	
	認定熱回収業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t
(これまでに実施した取組) 現場から排出された産業廃棄物は、全量を再生利用業者に適正に 処理した。			

(第5面)

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	がれき類・木くず・廃プラ・他
	全処理委託量	6,000t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	6,000t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) 現場にて再生利用できた分以外の廃棄物は引き続き、再生利用業者へ全量を委託し、適正に処理する。		
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。